

令和6年5月24日

令和5年度の早期退職募集の実施状況について（公表）

松山市

松山市職員の早期退職募集に関する規則第8条の規定に基づき、松山市長その他の任命権者が実施した令和5年度の早期退職募集の実施状況について、次のとおり公表します。

1. 実施時期

第1次：令和5年5月30日から令和5年6月30日まで

第2次：令和5年9月5日から令和5年10月6日まで

第3次：令和5年12月11日から令和6年1月12日まで

2. 応募者の数 15名

3. 認定応募者の数 15名

4. 対象者その他 別紙 実施要項をご参照ください。

(別紙)

## 令和5年度 早期退職に係る募集実施要項

令和5年5月30日  
松山市長 野志 克仁

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集を行う。

### 1. 対象者

令和6年3月31日時点で満年齢が45歳から60歳に達する者（昭和38年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた者）（注1参照）

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間

- ①第1次：令和5年5月30日（火）8時30分から令和5年6月30日（金）17時まで
- ②第2次：令和5年9月5日（火）8時30分から令和5年10月6日（金）17時まで
- ③第3次：令和5年12月11日（月）8時30分から令和6年1月12日（金）17時まで

### 4. 退職日

- ①第1次：職員は、令和5年9月30日、12月31日又は令和6年3月31日を退職日として指定するものとする。（注2、注3参照）
  - ②第2次：職員は、令和5年12月31日又は令和6年3月31日を退職日として指定するものとする。（注2、注3参照）
  - ③第3次：職員は令和6年3月31日を退職日として指定するものとする。（注2、注3参照）
- ※早期退職募集が認定された職員は、当該退職日の24時をもって退職する。

### 5. 応募の手続

- ①応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属部等長を経由して下記受付担当宛てに提出する。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※不認定となる場合は（注4）のとおり
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職募集応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する。  
※認定後も取下げ可能だが、原則指定した退職日の1箇月前の日までに提出すること。

### 6. 優遇措置

本件募集への応募で退職することとなる職員は、退職手当の算定において「勸奨退職」とするとともに、別途条件に該当する場合、定年前早期退職特例措置の適用対象とする。（注5参照）

### 7. 本件に関する相談先

- |            |       |          |    |         |
|------------|-------|----------|----|---------|
| ○制度・退職手当関係 | 人 事 課 | 野本・森岡・岡崎 | 内線 | 6 9 4 0 |
| ○共済組合関係    | 職員厚生課 | 宮内・三好    | 内線 | 6 2 5 2 |

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- (1) 会計年度任用職員
- (2) 法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 医師及び歯科医師
- (4) 募集開始日において懲戒処分(故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

(注2) 令和6年3月31日時点で年齢が満45歳に達する職員にあつては、年齢が満45歳に達する日(誕生日の前日)より前の日は退職日とすることができない。

(注3) 令和6年3月31日時点で年齢が満60歳に達する職員にあつては、年齢が満60歳に達する日(誕生日の前日)以降の日は退職日とすることができない。

(注4) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定とする。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことが疑うに足りる相当な理由がある場合、その他、応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(注5) 退職手当は、職員の退職日に適用されることとなる松山市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第5号)の「その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者」の規定(勤続25年未満:第6条, 勤続25年以上:第7条)を適用する。(別紙1参照)

なお、勤続20年以上である者が勸奨に応じて退職した場合には、退職手当の算定の基礎になる給料月額について、60歳と退職日現在の年齢との差1年につき3%の加算措置を行う。(別紙2参照)